

- 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和4年度）に基づき、市場支配的な電気通信事業者に対し、市場検証会議においてヒアリングを非公開で実施し、禁止行為規制に関する遵守状況等の確認を行う。

市場支配的な電気通信事業者に対する非公開ヒアリング

- ・ NTT ドコモグループ再編成に伴い新たに生じる以下の①、②において、禁止行為規制を遵守するための取組その他関連する状況
 - ①NTT ドコモと NTT グループ内 MVNO の間での電気通信役務の提供
 - ②NTT ドコモに移管されたネットワークについての NTT 東西に対する提供
- ・ 上記のほか、禁止行為規制を遵守するための取組状況(※)について、昨年度からの変更点等があれば、その詳細

(※) 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第6項に基づきNTT東西が提供する活用業務について、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」(令和2年9月改訂)に基づき、NTT東西が公正競争を確保するために届出書において講ずることとした措置も含む。